

委 託 設 計 書							
年 度	令和5年度		課長	係長	精算者	設計者	原 水 及 び 浄 水 費
委 託 番 号	第 号						設 計 年 月 日 令和 年 月 日
着 工 番 号							精 算 年 月 日 令和 年 月 日
施 工 理 由							
施 工 箇 所	明石市大道町1丁目11-1ほか					施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 <u>単価契約</u> 令和6年3月31日まで
委 託 名 称	上水脱水汚泥収集運搬業務委託(単価契約)					支 払 い 方 法	前払金 なし 中間前払 なし 部分払 なし
委 託 概 要	1 汚泥運搬業務						
	(1) ダンプトラック運転 1式						
当初設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円
変更設計金額	円	消費税相当額	円	変更請負金額	円	消費税相当額	円
増 減	円	増 減	円	増 減	円	増 減	円

委託費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
上水脱水汚泥収集運搬業務委託						
汚泥運搬業務						
ダンプトラック運搬						
	1		式			第0001号明細表
直接業務費計						
共通仮設費						
	1		式			
純業務費計						
現場管理費						
	1		式			
業務原価計						
一般管理費						
	1		式			

上水脱水汚泥収集運搬業務委託特記仕様書

1 委託の概要

本業務は、浄水場から排出される機械脱水汚泥にかかる収集運搬（積込みを含む。）を委託するものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）で定める産業廃棄物の収集運搬業の許可（事業範囲に含まれる。）を有する者が、法に定められた委託基準に従い行うものとする。

2 収集場所

明石川浄水場	（明石市大道町1丁目11-1	078-928-6384）
鳥羽浄水場	（明石市鳥羽1506-1	078-928-3649）
魚住浄水場	（明石市魚住町西岡2154-1	078-942-2612）

3 搬出先

大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地（所在地：加古郡播磨町新島13-1）

4 履行期間

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

5 業務範囲

- (1) 機械脱水汚泥は、脱水汚泥貯留ホッパーから運搬車両への落とし込みと処分先までの運搬を行うものとする。また、収集運搬の依頼は、原則4トン車1台分の汚泥が貯留ホッパーにたまった時点で行う（鳥羽浄水場は、収集運搬日に2回/日の収集運搬依頼の場合あり）。

なお、浄水場へは、必ず月曜日、水曜日、金曜日の午前9時に汚泥の有無を電話で確認のうえ収集運搬すること。

- (2) 本業務において、積込みの際に浄水場勤務者の立会やホッパーの操作は原則として行わないものとする。
- (3) 本業務を完了するために当然行うべき事項については、本仕様書に記載のない事項であっても適切に実施しなければならない。

6 予定数量

(1) 明石川浄水場	320 t/年	
(2) 鳥羽浄水場	610 t/年	
(3) 魚住浄水場	270 t/年	合計：1,200 t/年

※ 但し、予定数量は、見込み量であるため、全量を保証するものではない。汚泥の発生条件により産廃処分する量は変動するので考慮すること。

7 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとし、変更の生じたときは必ず書面にて委託者に報告しなければならない。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (2) 責任者、運転手及び収集作業員の名簿並びに配置計画
- (3) 収集運搬車両の車検証の写し
- (4) 車両保険証の写し（自賠責保険、任意保険）
- (5) 緊急時の連絡先

8 実施上の留意点

- (1) 本業務に使用する車両については、4トンダンプ車または脱着装置付コンテナ専用車（観音開き・両開き車両等基地への搬入ができないものは不可）とする。
脱水汚泥の運搬時は落下及び飛散防止のためシート等で養生すること。
- (2) 本業務の収集運搬は、月・水・金曜日の午前9時以降からとする。
- (3) 休業日は、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月4日までとする。

但し、休業日期间中であっても、播磨基地において廃棄物の受入を行っている日があるため、その日については休業日から除外する。

令和5年度休業日受入は、12月29日（木）から1月4日（水）の間で播磨基地が指定する日。

運搬量の計算については、以下のとおりとする。

搬入廃棄物の受入量は、受付ゲートにおいて搬入車両をトラックスケールで計量し、下式により計算します。

$$〔受入量〕 = 〔廃棄物を積載した搬入車両の総重量〕 - 〔搬入車両の車体重量〕$$

注) 受入量は10キロ単位とする。

注) 上式の「搬入車両の車体重量」は申込書の搬入車両一覧表に記載された車体重量とします。

9 収集運搬数量の確認と報告

受託者は大阪湾広域臨海環境整備センター発行の受入伝票（排出者用）及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

10 委託料の支払いは次のとおりとする。

- (1) 委託料の支払いは月ごとに行うものとする。
- (2) 受託者は令和5年5月以降、前月分の業務実績を委託者へ報告し、その業務実績に基づき前月分の委託料を委託者に請求するものとする。
- (3) 委託者は、この請求に基づき請求を受けた日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

11 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、必要に応じて委託者、受託者が協議して定めるものとする。

業務委託一般仕様書

- 1 本仕様書は、明石市水道局が委託する業務委託に適用する。
- 2 委託概要
 - (1) 委託名： 特記仕様書による。
 - (2) 委託場所： 明石市 水道局
- 3 計画協議
 - (1) 業務の履行に当たって実施する計画協議は業務着手前に必ず行うものとする。
- 4 業務計画書の提出
 - (1) 業務の履行に当たり、業務計画書を提出しなければならない。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。
 - (2) 業務計画書には、業務体制・作業計画・連絡体制等を記載し、契約締結後1週間以内に提出すること。
 - (3) 業務計画書の内容が追加変更になる場合は、その都度提出しなければならない。
- 5 一般事項
 - (1) 法令、条例等の遵守；本委託に関係する法令、条例等はこれを遵守し、必要な届け出、手続き等は予め本市係員と協議の上、受託者がこれを代行するものとし、その費用は受託者が負担する。
 - (2) 疑義；本仕様書・設計について、また業務委託実施中に疑義が生じた場合は本市係員と協議し、その指示に従うこと。
- 6 業務管理
 - (1) 業務委託遂行中は現場代理人及び業務責任者は常に委託現場に常駐し、本市係員の指示を受け、現場作業員等の指導等業務委託に関する一切の事項を処理すること。
 - (2) 本業務委託進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の配置等をおこなうこと。
- 7 損傷部補修
 - (1) 本業務委託遂行に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意するとともに若し、損傷した場合は本市係員の指示に従い、同程度以上の資材等をもって速やかに原形復旧をすること。
- 8 災害防止
 - (1) 本業務委託遂行にあたっては、現場作業員等の安全災害防止対策に安全を期するほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に従うこと。
 - (2) 交通整理等保安要員の配置については、本市係員の指示により安全対策を行うこと。
- 9 提出書類
 - (1) 受託者は、下記の書類等を契約締結後1週間以内に提出すること。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。

① 着手届	1部	A4版
② 工程表	1部	A4版
③ 内訳書	1部	A4版
④ 現場代理人届及業務責任者届	1部	A4版
⑤ 経歴書	1部	A4版
⑥ 有資格一覧表	1部	A4版

(2) 全委託業務完了後、下記の書類等を提出すること。但し、本市係員が必要でないとした場合は、このかぎりではない。

- | | | |
|----------------|----|----------------------|
| ① 報告書 | 2部 | A4版(通常点検時1部、最終報告時1部) |
| ② 写真(又はカラーコピー) | 1部 | A4版(最終報告時) |
| ③ カラーコピー | 1部 | A4版(通常点検時) |
| ④ 完了届 | 1部 | A4版 |
| ⑤ ネガ(写真の場合) | 1部 | A4版 |
| ⑥ 機器別保全費報告書 | 1部 | 本市指定様式 |

※ 上記提出写真(又はカラーコピー)は担当者と協議の上、決定のこと。

※ 機器別保全費報告書については、本業務において点検・補修を実施する全ての機器に対して、その費用(諸経費含む)を算出し、提出すること。

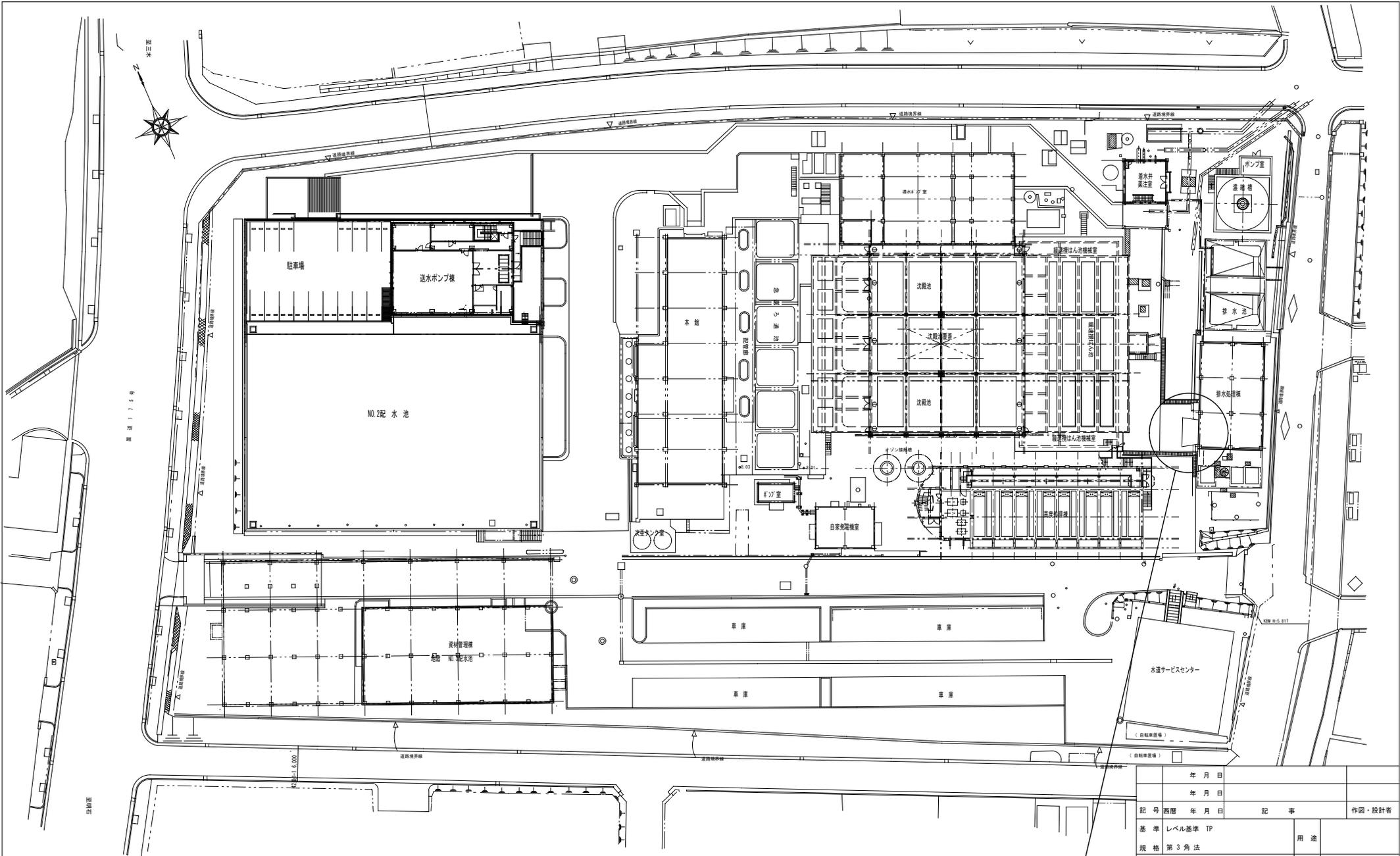
10 産業廃棄物処理

- (1) 本委託業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受託者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、兵庫県産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者当該管理票の写しを送付しなければならない。
- (5) 潤滑油脂・薬品等の処理に際し、製品安全データシート「MSDS」を提出すること。

11 その他

- (1) 本業務委託に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
 - (2) 本業務委託完了に際し、本市係員の指示に従い、整理整頓・跡片付け等の清掃をおこなうこと。
 - (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- ※ 平成13(2001)年3月5日付け 明環政号外による。

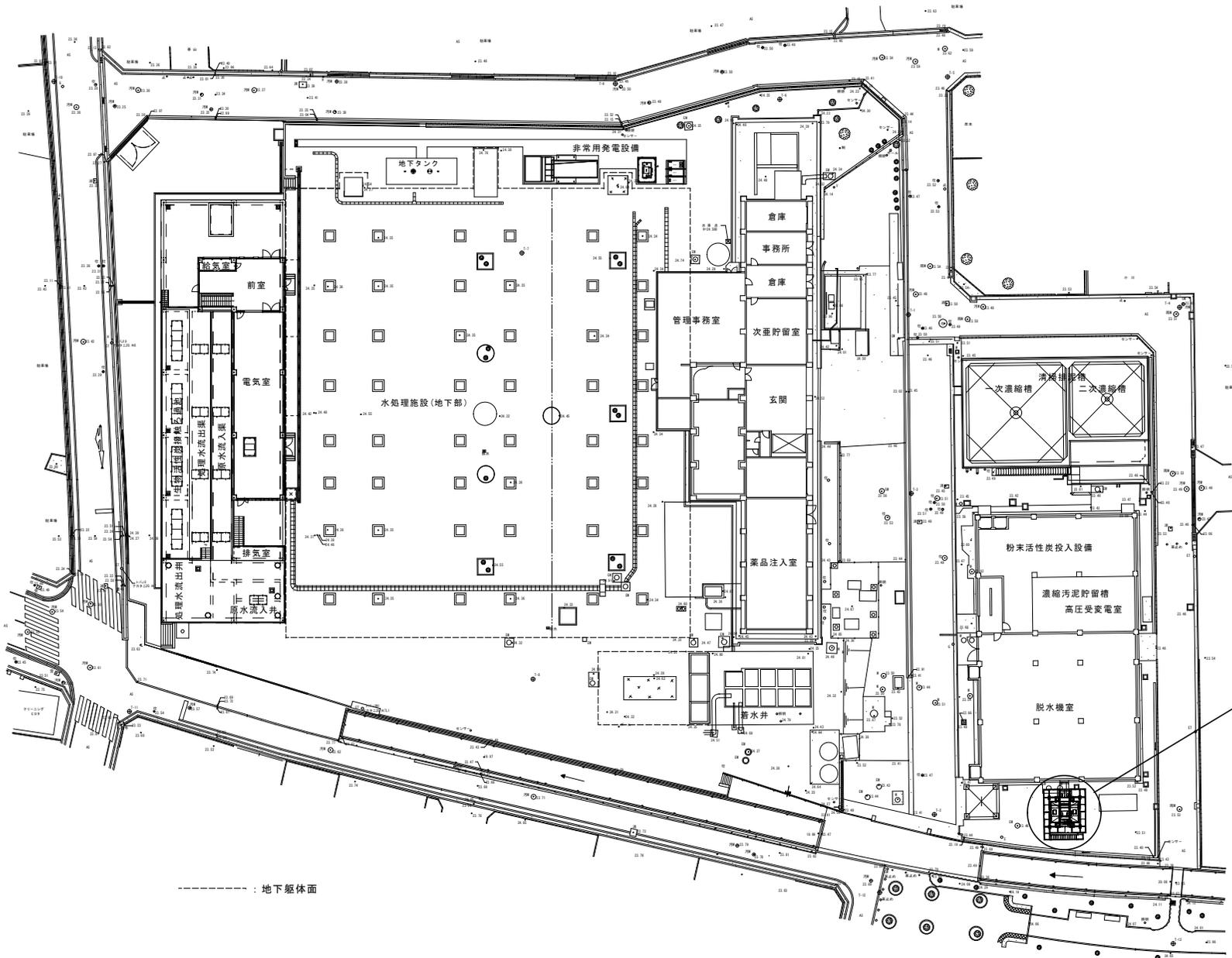
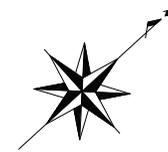
以上のとおり本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務委託の性質上必要と思われるものについては、設計図書に明示されていない事項であっても、契約金額の範囲内に限り受託者はその責任において遂行しなければならない。



明石川浄水場

汚泥収集場所

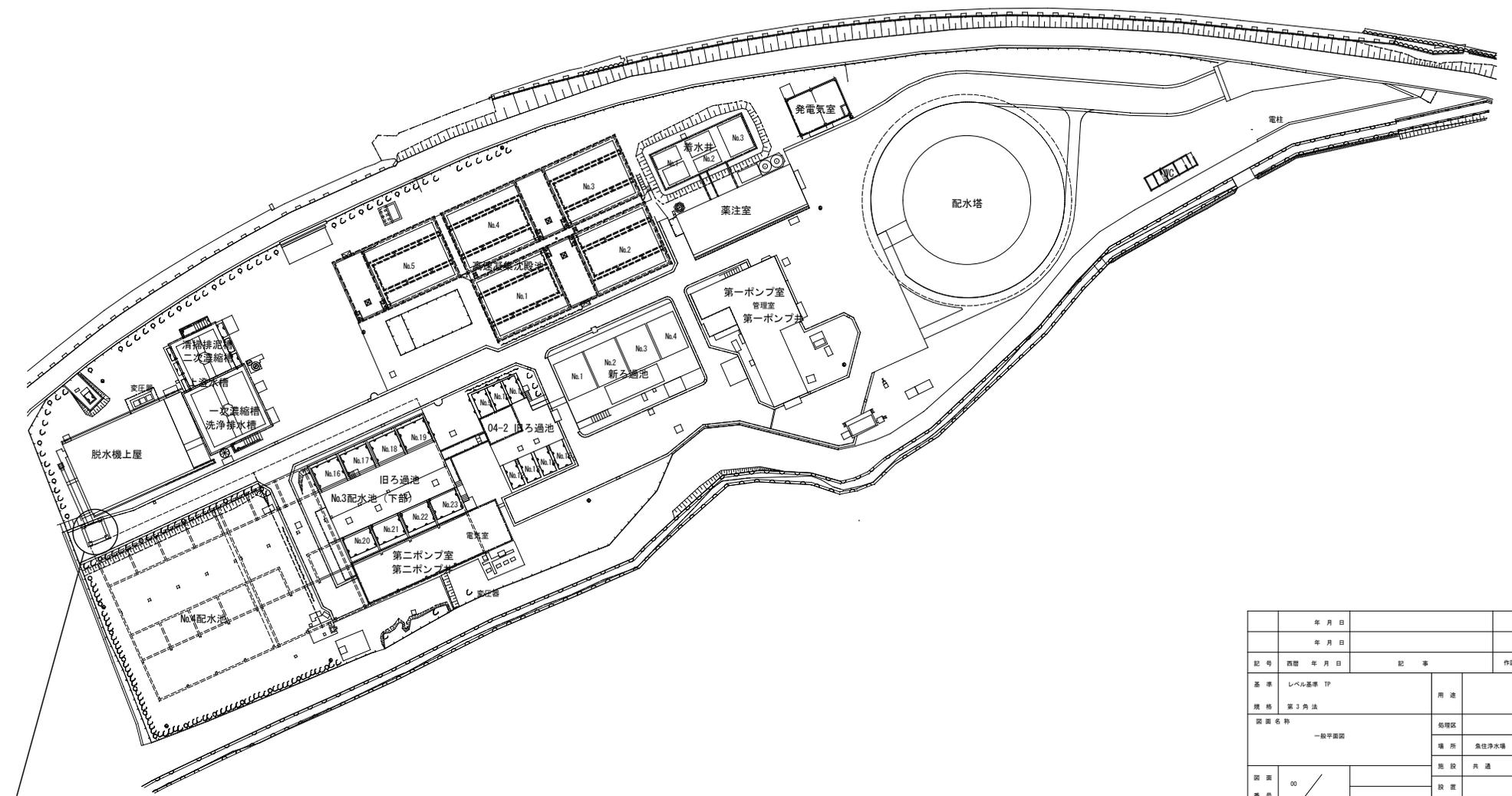
年月日		年月日		年月日		年月日	
記号	西暦	年月日	記事	作図・設計者			
基準	レベル基準	TP	用途				
規格	第3角法		処理区				
図面名称	一般平面図		場所	明石川浄水場			
図面番号	01	85	施設	共通			
縮尺	1/300		設置				
縮尺	1/300		工種	土木・建築			
明石市水道局 施設図面			原図管理	水道局			
				TEL 078-912-1111			



汚泥収集場所

鳥羽浄水場

記号	西暦年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 T P	用途	
規格	第3角法	管轄	鳥羽浄水場
図面名称	一般平面図	場所	鳥羽浄水場
		施設	共通
図面番号	1 /	設備	
縮尺	1 / 250	工程	土木・建築
 明石市水道局 施設図面		原図管理 水道局 TEL 079-918-5068	



汚泥収集場所

魚住浄水場

年月日			
年月日			
記号	商標	年月日	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	場所	魚住浄水場
図面名称	一般平面図	施設	共通
図面番号	00 /	設置	
縮尺	1/800	工種	土木・建築
明石市水道局 施設図面		施設管理	水道局 TEL 078-912-1111